

2024年2月29日

徳島県議会自民党会長
嘉見 博之 殿

徳島県保険医協会
徳島市幸町1丁目4-4
徳島フコク生命ビル5F
理事長 納田 一徳
電話 088-626-1221

マイナンバー保険証への円滑な移行を求める申入書

いわゆる「マイナンバー保険証」については、マイナンバー法及び医療保険各法の一部改正法及び関連する政令により、令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることとなっているが、1月19日に公表された昨年12月時点のマイナ保険証の利用率は4.29%と8か月連続の低下となった。また、厚生労働省が公表した昨年11月時点の国家公務員共済全体の利用率は4.36%である。

マイナ保険証を利用することにより、医師・歯科医師や薬剤師から本人の情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けられること、窓口で限度額以上の支払いが不要となること、さらには引っ越しや就職・転職の後も、そのまま健康保険証として使えるなどのメリットにより、「医療DX」推進に寄与することが期待されている。

一方で、マイナ保険証をめぐる誤った紐付けや、本人の同意なく保険証を利用者登録したなど全国でトラブルが報告され、政府に設置された「マイナンバー情報総点検本部」において、総点検が実施されたところである。

全国保険医団体連合会は1月31日の記者会見で、昨年10月以降にマイナ保険証やオンライン資格確認システムでのトラブルの有無を調査し、回答した約8,600の医療機関のうち約5,100の医療機関でトラブルがあったことを明らかにした。そのうち約4,300の医療機関が「その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認をした」と回答していた。

国立大学職員や警察・自衛隊など国家機密を扱う公務員のマイナ保険証でトラブルがあったとの報告があったが、これらの職種の個人情報マイナ保険証に紐付けることは困難だと考えられ、すべての国民がマイナ保険証を持つことは不可能ではないだろうか。現行の健康保険証を廃止すると資格確認できない国民が生まれてしまう。

マイナ保険証が期待されるメリットを発揮していくためには、何よりもマイナ保険証に対する国民の不安払拭と信頼性の確保が不可欠である。また、マイナ保険証を持つかどうかは任意であることやマイナ保険証にはデメリットがあることから、マイナ保険証を持つことができない国民や持たない選択をした国民が医療機関を受診するためにも現行の健康保険証を残すことを検討する必要があるのではないか。

そこで、国に対し、12月2日の現行の健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行に向け、現場で働く医療従事者の声を聞きながら、丁寧に移行作業を進めることを強く要望する。